

経営事項審査の審査項目及び基準の改正について（案）

1. 審査項目及び基準の改正の背景

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、原則として、その経営に関する客観的事項について、国土交通大臣又は都道府県知事の審査（＝経営事項審査）を受けなければならないこととされている。（建設業法第27条の23第1項・第2項第2号、第27条の26第1項）。また、経営事項審査の項目及び基準については、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めることとされている（同法第27条の23第3項）。この経営事項審査の項目及び基準については、従来より社会経済情勢等の変化に対応して適宜改正を行ってきたところである。

今般、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を目的として「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）が公布・施行された。基本理念の中に、「公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない」（改正品確法第3条第3項）と明記されるとともに、発注者の責務として、「発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者も含む。以下同じ。）について、

- ① 若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、
- ② 建設機械の保有の状況、
- ③ 災害時における工事の実施体制の確保の状況

等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない」旨規定された（改正品確法第13条）。これを踏まえ、発注者共通の評価として活用されている経営事項審査の項目及び基準について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正事項（案）

前述の①から③の事項のうち、③については現行、「その他の審査項目（社会性等）（W点）」において、国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定締結の有無を評価しているため、今後も同様の評価を継続することとし、①及び②について改正を行うこととする。

(1) 若年の技術者、技能労働者の育成及び確保の状況

現行制度においては、主任技術者や監理技術者の資格要件充足者及び登録基幹技能者（総称して「技術職員」という。）の数を「技術力（Z点）」において加点評価しているが、今般追加する若年の技術者、技能労働者（以下「若年者」という。）の育成及び確保の状況の評価については、評価時点における企業の技術力の評価としては馴染まない。そのため、W点において新たに評価することとする。

この際、若年者の評価についても、将来にわたる公共工事の品質確保にかかる技術力を担保するため、Z点の評価対象と同様に「技術職員」を評価対象とする。

また、「若年」については、

- ・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない
- ・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

ことから、「35歳未満」を若年として評価対象とする。

本項目については、将来にわたる公共工事の品質確保に向けて、全ての建設業者に共通の評価軸として企業の取組や姿勢を評価するという趣旨で追加する。このため、「育成及び確保の状況」において、若年の技術職員の「数」ではなく一定基準以上の「割合」を確保していることを評価することが適当である。一方で、当該評価基準にかかわらず、審査対象年度内に若年の技術職員を育成及び確保した取組についても、新規に技術職員になった者の割合に応じて評価することとする。

なお、現行、技術職員については、資格と人数に応じてZ点における評価を行っているところ、若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価については付加的な要素である。このため、中長期的な担い手の確保は重要な課題ではあるものの、企業の取組や姿勢を評価する趣旨である本項目の追加が総合評定値に極端な変動を及ぼさないよう、点数を設定する。

[評価手法]

- ① 審査基準日において技術職員名簿に記載される35歳未満の技術職員が技術職員全体の15%以上である場合に、W点において一律加点
- ② 新たに記載された35歳未満の技術職員が審査基準日時点の技術職員名簿全体の1%以上である場合に、W点において一律加点

(2) 「建設機械の保有状況」の評価の拡大

建設機械は災害時には地域の復旧に不可欠な機材であり、現行、建設機械の保有状況をW点において保有台数に応じて評価している。現行の対象機種はショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーの3機種の保有（1年7月以上のリース契約も含む）に限られている。これについて、今般の改正品確法を踏まえて再度見直しを行い、

- ・災害時に使用されるもの
 - ・定期検査により保有・稼働確認ができるもの
- という要件のもと、新たに3機種を加点対象とする。

- ①移動式クレーン（主な災害時の役割：土嚢の積上げ、障害物の撤去）
労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン
- ② 大型ダンプ車（主な災害時の役割：土砂の運搬）
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの
※大型ダンプ車のうち自動車運送業や採石業、廃棄物処理業等、建設業以外の用途のものについては、建設業者が建設業の為に保有するものとは考えにくいため、今回の評価対象からは除く。
- ③ モーターグレーダー（主な災害時の役割：除雪、整地）
建設機械抵当法施行令別表に規定する自重が5トン以上のモーターグレーダー

[評価手法]

下記6機種のいずれかを保有又は1年7月以上のリース契約を締結している場合、W点において1台につき1点、最大15台まで評価する。

- ・ ショベル系掘削機
- ・ トラクターショベル
- ・ ブルドーザー
- ・ 移動式クレーン
- ・ 大型ダンプ車
- ・ モーターグレーダー